

滋賀県障害者施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 障害者福祉しがプラン(以下「プラン」という。)に係る施策を総合的かつ効果的に推進するための連絡調整機関として、滋賀県障害者施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(推進事項)

第2条 本部において推進する事項は、次のとおりとする。

- 1 プランに係る啓発に関すること。
- 2 プランに係る障害者施策に関すること。
- 3 その他障害者施策に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部に次の各号に掲げる職を置く。

- (1) 本部長
 - (2) 本部員
 - (3) 幹事
 - (4) 連絡員
- 2 本部長は、健康医療福祉部長をもって充てるものとし、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部員が、その職務を代行する。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 知事は、前2項に定めるもののほか、必要があると認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することがある。
- 6 連絡員は、幹事とその属する機関の職員のうちから推薦する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

- 2 本部員は、本部長を補佐し、本部の事務に従事する。
- 3 幹事は、本部長の命を受け、本部員を補佐する。
- 4 連絡員は、幹事の命を受け、幹事を補佐する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議とし、本部長が招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、健康医療福祉部障害福祉課で行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部に必要な事項は、本部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和57年11月1日から施行する。

2 滋賀県国際障害福祉年推進委員会設置要綱は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年6月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年2月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

滋賀県障害者施策推進本部

区分	本部員・幹事	
本部長	健康医療福祉部長	
(別表第1) 本部員	総合政策部次長 総務部次長 健康医療福祉部次長 商工観光労働部次長 土木交通部次長 教委・教育次長 県警・交通部長	
(別表第2) 幹事	知事直轄組織 総合政策部 総務部 健康医療福祉部 商工観光労働部 土木交通部 教育委員会事務局 警察本部	広報課長 企画調整課長 県民活動生活課長 文化振興課長 人権施策推進課長 総務課長 人事課長 税政課長 市町振興課長 健康福祉政策課長 健康医療課長 医療福祉推進課長 障害福祉課長 医療保険課長 子ども・青少年局長 商工政策課長 中小企業支援課長 モノづくり振興課長 観光交流局長 労働雇用政策課長 監理課長 交通政策課長 道路課長 都市計画課長 住宅課長 建築課長 教育総務課長 学校支援課長 教職員課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ健康課長 交通規制課長
計		本部員 7人 ・ 幹事 33人

